

## 第 28 回統計委員会 議事録

1 日 時 平成 21 年 11 月 20 日（金）15：00～16：10

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用第 1208 特別会議室

3 出 席 者

### 【委員】

樋口委員長、深尾委員長代理、縣委員、阿藤委員、安部委員、井伊委員、宇賀委員、佐々木委員、首藤委員、椿委員、津谷委員、廣松委員、山本委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報安全・調査課長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

堀田内閣府総括審議官、乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、池川総務省政策統括官（統計基準担当）、會田総務省政策統括官付統計企画管理官

4 議 事 （ 1 ） 専門委員の発令等について

（ 2 ） 諮問第 22 号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」

（ 3 ） 部会の審議状況について

（ 4 ） その他

5 議 事 録

樋口委員長 それでは、定刻より若干前ですが皆様おそろいですので、ただいまから「第28回統計委員会」を開催いたします。

議事に入る前に、本日用意されております資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料を紹介させていただきます。

資料 1 としまして、「統計委員会専門委員名簿」。

資料 2、「部会に属すべき専門委員の指名について」。

資料 3、「諮問第 22 号「経済産業省企業活動基本調査の変更について」」。

資料 4、「人口・社会統計部会の審議状況について」がございます。

ほかに、参考資料が 3 つございまして、加えて、配付資料として 1 と 2 がありますので、御確認いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

樋口委員長 それでは、議事に入ります。

まず、統計委員会専門委員の発令でございますが、本日諮問されます「経済産業省企業活動基本調査」の審議に参加していただくため、お手元の資料1のとおり、11月20日付で任命されております。また、部会に属する専門委員につきましては、資料2のとおりにしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。諮問第22号「経済産業省企業活動基本調査の変更」につきまして、総務省から説明をお願いいたします。

総務省 犬伏統計審査官 総務省政策統括官室の犬伏と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、資料3に基づきまして経済産業省企業活動基本調査の変更に関する諮問について、御説明させていただきたいと思っております。

資料を2枚おめくりいただきまして、まず、現行の経済産業省企業活動基本調査の概要をポンチ絵で説明させていただきたいと思っております。

御案内のとおり、経済産業省企業活動基本調査につきましては、我が国の企業活動の多角化や国際化、研究開発等の実態を把握することによりまして、企業の経営戦略や産業構造の変化等の実態を明らかにし、経済産業施策の基礎資料とすることを目的といたしまして、従前、工業統計調査の丙調査ということで製造業について本社調査をやっていたわけでございますが、平成4年にこれを発展的に解消いたしまして、鉱業、商業を追加いたしまして発足したものでございます。当初3年周期ということで発足しましたが、平成7年以降は毎年調査ということになってございます。平成7年以降、平成10年、それから13年、16年、19年と徐々に調査対象業種の拡充を図って、充実を図ってきているところでございます。

次に調査の概要でございますが、調査対象のところを見ていただくと分かりますが、鉱業、採石業、砂利採取業等、いわゆる経済産業省の所管業種を中心といたしまして、これらの事業所を有する企業のうち、従業者数が50人以上で、なおかつ資本金3,000万円以上の企業を対象としております。トータルで3万8,000社を対象としております。

期日でございますが、毎年3月31日現在で把握しておりまして、実査は5月中旬から7月中旬まで、2か月かけて実施しているところでございます。

調査事項につきましては、そこにありますように、企業の概要から始まりまして、企業組織、従業者数、会社の親子関係、それから資産等の関係等々を把握しているものでございます。

公表でございますが、速報につきましては調査実施後10カ月以内、確報については調査実施後1年4か月以内で公表しているところでございます。

調査の系統でございますが、経済産業省が民間委託をしまして、直接報告者から郵送またはオンラインで報告を徴集するというシステムでございます。

それでは、1枚おめくりいただきまして、次にこの企業活動基本調査がどういうところで使われているかということをお簡単に御説明させていただきたいと思っております。

まず1点目、行政施策上の利用でございます。経済政策等諸施策に使われているわけでございますが、まず、積極的な設備投資が売上高に与える影響等を分析いたしまして、経済産業省の産

業施策の企画・立案等の基礎資料としております。また、海外拠点を有する企業と有しない企業等でパフォーマンスの違い等を分析いたしまして、通商政策の基礎資料ともしています。それから、産業構造審議会の資料といたしまして、産業、人材、地域の各構造変化等を分析して資料提供しているところでございます。

それから、2番目が税制の関係でございます。中小企業技術基盤強化税制というものがございまして、これは、中小事業者が研究開発費等を支出した場合に、一定額を法人税額から控除できる、最大で12%控除できるというシステムでございますが、こういった拡充要望等の分析の資料等にも使われているところでございます。

そのほか、3にありますように、「通商白書」、「中小企業白書」等々の白書類にも使われているところでございます。

それから、真ん中の箱でございますが、各種統計調査の母集団名簿等としての利用ということでございまして、まず、一番最初のバイオ産業創造基礎調査というものがございまして、これは、本調査の中で「バイオテクノロジーを利用しているか」という調査項目がございまして、利用していると答えたところを母集団として実施しているものでございます。そのほか、日銀短観ですとか、そういったものにつきましても、一応、調査対象の名簿を提供しているということでございます。

データの活用でございますけれども、ここに書きました外資系企業動向調査等々につきましても、企業活動基本調査から得られたデータを移送いたしまして、集計の際には結果表章するというシステムを取ってございます。

そのほか、一番下の箱でございますけれども、調査票情報の二次利用ということで、大学・研究機関等でも活用されているところでございます。

今回の改正でございますが、次のページをご覧ください。今回の主な改正としましては、調査事項の改正でございます。

まず、モノ以外のサービスに関する国際取引の状況ということで、これは添付しております調査票をご覧くださいいただければと思います。

調査票の6ページの「6 取引状況」の「(3) モノ以外のサービスに関する国際取引」ということで、従前、売上高等の取引につきましては、モノについてとらえていたわけでございますけれども、今回はモノ以外のサービスに関する取引についてもとらえる。なおかつ、その中で企業グループ間での取引が増えているということでございまして、その内訳として関係会社、いわゆる親子関係、それから関連会社、こういったものとの取引の内訳も取るということにしているところでございます。

それから、次に「7 事業の外部委託の状況」でございますが、従前、外部委託費1本で取っていたわけですが、今回から製造委託と製造委託以外の外注について、その内訳をそれぞれ取っていく。これにつきましては、関係会社との取引等の内訳についても把握するというのを考えているところでございます。

それから、7ページ「8 研究開発、能力開発」のところに「(3) 能力開発費」というものを今

回新たに取ることにしております。これにつきましては、設備投資等と並んで人的資産への投資ということがかなり重要になってきているということで、今回新たにこれを追加したいというところがございます。

調査票の4ページに戻っていただきまして「4 資産・負債及び純資産並びに投資」の「(4) 剰余金の配当状況」ということで、従前取っていなかったのですが、今回から企業の株主に対する配当性向とかといったものの分析に使いたいということで取るものでございます。

なお、この赤っぽく色をつけているところは、財務省の法人企業統計調査に答えていただいた方については記入を不要といたしまして、基本的には、その重複する企業につきましては、財務省の法人企業統計調査からデータ移送して、集計の際にマッチングで集計するということをして予定しているところがございます。

一番最後でございますが調査票の8ページ、ここで「技術取引」についても取ることにしておりますが、その中で技術取引の受取金額、支払金額とも「うち、関係会社」ということで、やはり企業グループ内での取引がどうだったかということもとらえたいというものでございます。

そのほか、詳細については、その後ろについています新旧対照表がございますけれども、主な改正事項はそういうところがございます。

一方、今回の調査におきまして調査事項をかなり追加してございますので、記入者負担の軽減を図るという見地から、この新旧対照表の後ろから2枚目、11ページ、12ページをご覧くださいければと思います。

従前、「9 情報化の状況」ということで、コンピュータ・ネットワークの利用の有無というものを取っていました。しかしながら、この調査については、基本的には比較的大規模な企業を対象にしておりますので、コンピュータ・ネットワークを使っていないところはほとんどない、95%以上は使っているということで、現時点でとらえる必要性が乏しくなっており、今回削除を予定しております。

それから、もう1点、電子商取引（e - コマース）の実施状況についても、今回削除することを予定しています。これにつきましては、既に経済産業省の中で情報処理実態調査であるとか、B to Cについては、特に今年10月から「消費者向け電子商取引実態調査」という対象数8万の大きな調査を計画してまして、重複を排除する意味合いでも、記入者負担を軽減するというところで削除といたしております。

それからもう1点、右側の12ページでございます。ここで「10 企業経営の方向」の「(2) 団塊の世代の退職等に対する制度的な取組状況」ということで、いわゆる2007年問題をとらえました。これは平成19年にとらえたわけでございますが、3年間のデータ蓄積を待って、改めて現時点で2007年度問題について引き続き取る必要性は乏しいのではないかとということで、記入者負担も考慮して、今回は削除することになっているところがございます。

以上が調査事項の関係でございます。

それから、一番下に書いてございますように結果の公表時期の早期化ということで、従前、速報につきましては、公表期日が調査実施後10か月ということであったわけですが、今回から、ユー

ザーニーズを踏まえて、2か月早めて8か月以内に変更することを予定しているところでございます。

以上が今回の主な改正事項でございますが、企業活動基本調査の関係で本年3月に定められました「公的統計の整備に関する基本的な計画」との関係で、若干補足させていただきたいと思っております。参考1をご覧くださいいただければと思っております。

基本計画の第2、3の(2)の一番最後の行でございますが、この閣議決定の中で「企業活動に係る包括的な統計の構築の検討等を行うこととする。」ということで、企業活動の統計について、今後企業活動統計の整備ということがうたわれているところでございます。

具体的にどうするかということでございますが、その下の箱の中でございますように、総務省が実施する統計調査について、経済産業省企業活動基本調査と連携して一元的に行って、日本標準産業分類大分類「G 情報通信業」に係る統計の整備を行う。それを、平成22年を目途として実施するということがうたわれております。

総務省の調査でございますが、2枚めくっていただいて、A4横長で調査の概要を記述させていただきました。現在、総務省情報通信国際戦略局の方で放送業、電気通信業を対象に、毎年、「通信・放送産業基本調査」というものを実施しております。また、同様にテレビジョン番組制作業、ラジオ番組制作業につきまして、「放送番組制作業実態調査」という調査を年1回実施しています。それから、一方で、先ほど申し上げた経済産業省の方でも、情報サービス業であるとか、インターネット付随サービス業、それから映像・音声・文字情報制作業等を対象とした調査をやっているところでございます。

これを踏まえながら、1枚お戻りいただきたいと思います。まず、平成22年の段階で新しく「情報通信業基本調査（仮称）」を新たに一般統計調査として創設することを考えているところでございます。当初から基幹統計調査という考え方もあろうかと思っておりますが、新たに開始するというので、その精度とかを検証した上で、次の24年、2回ぐらい試行を経た上で基幹統計調査として位置づけるということは今検討しているところでございます。

その後、最終的には平成25年度以降になろうかと思っておりますが、各府省が実施している企業活動の統計について、一元化を含めて体系的な整備を行うことを考えているところでございます。

なお、参考2では、これをファクトベースで、現在の企業活動に関する統計調査はどういったものがあるかということを私ども政策統括官室の方で整理したものがございまして。これは、あくまでも参考ということで提出させていただきました。

以上が今回の改正内容の主な概要でございますが、本日、諮問させていただきまして、1月の統計委員会で答申をいただきたいと思いますと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

樋口委員長 ありがとうございます。

基本計画につきましては、また後で御議論いただくとお思いますので、当面、このサービス統計・企業統計部会に付議しまして、詳細について同部会で審議いただくとお思います。あるいは御意見がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。どうぞ、佐々木委員。

佐々木委員 若干思いつきの発言になるかもしれませんが、この調査の最初のところは、会社の組織やら資産・負債の状況、剰余金の話とか、事業内容とか、企業の骨格部分の調査ですが、後段の方に来ると、今回削除するのですけれども、情報化の状況、その次が企業経営の方向、団塊の世代の調査、その次がバイオテクノロジーの利用形態ということで、言葉はちょっと悪いのですが、何となく思いつきのテーマが並んでいるのかなと。もし、こういうことをやるのであれば、例えば、従業員の動向とか、働き方のあり方とか、企業の中でのいろいろなテーマがあると思うのですが、そういういろいろなテーマの中で、バイオテクノロジーは要ると判断されているのかどうか。企業によっては「バイオテクノロジーと言われたって」というのが幾つかあると思うのです。今回、情報化は削ったのですね。なぜ削ったかという、今の御説明によると、ほかで調査があるからとおっしゃっていましたね。ほかの調査との関連でそこがどうなっているのかというのを見えないところです。この辺、検討していただきたいと思います。

樋口委員長 総務省あるいは経済産業省、どうでしょうか。

経済産業省調査統計部 いただきました御意見は検討させていただきたいと思っております。ただ、バイオテクノロジーのところにつきましては3年に1度の調査ということで、母集団ということで今行っておりますが、いただいた意見を含めまして、改めて検討させていただきたいと思っております。

樋口委員長 よろしいでしょうか。

経済産業省調査統計部 今の説明は少しわかりにくかったかもしれませんが、この調査自身で完結しているものと、この調査を母集団とすることによって、ほかの調査を効率的にやるものという2つの役割を実は持っていて、そういう意味で母集団としてバイオ関係の調査をやるための名簿づくりのための調査項目が入っているということでございますが、全体的な整合性とかは、よく検討したいと思っております。

樋口委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。安部委員。

安部委員 非常に細かいことで恐縮ですけれども、調査票の2ページの一番最後、その他の従業者数に臨時・日雇雇用者と(受入れ)派遣従業者というところがございしますが、その上のパートタイム従業者については、これは恐らく、私の理解が正しければ、人数とともに時間換算も調査するというのだと思うのですけれども、派遣労働者ですとか臨時・日雇雇用者に関しても、そういうことを調査することは考えられないのでしょうか。

樋口委員長 お願いします。

経済産業省調査統計部 現時点では、臨時・日雇、それから派遣従業者は、あくまで人数の把握ということで行っております。

安部委員 私がなぜこういうことを伺っているかといいますと、パートタイム労働者については、労働時間が1人当たり短いのだろうということで人数と時間換算を両方調査なさるという趣旨だと思うのですけれども、同じことは、例えば派遣労働者などにも成り立つ可能性があります。そして成り立っているか成り立っていないかは、恐らく調査しないとわからないということだろ

うと思うのです。例えば、企業の労働インプットを時間単位で測るということ言えば、非正規の割合がどのぐらいかというようなことを知りたいときには、時間の情報というものを派遣労働者等について知ること、それなりの意義があると私は思うのですけれども。

経済産業省調査統計部 そちらも含めて検討させていただきたいと思います。

安部委員 ありがとうございます。

樋口委員長 ほかになければ、本件につきましては、ただいま出されました御意見も踏まえまして、サービス統計・企業統計部会で御審議いただきたいと思っております。そしてまた、その結果につきまして、本委員会で御報告をいただくことにしたいと思っております。首藤部会長がこの担当ということで、是非よろしくお願いいたします。

それでは、議事の3番目に移ります。部会の審議状況についてということで、次に人口・社会統計部会の審議状況につきまして、阿藤部会長から御報告をお願いいたします。

阿藤委員 資料4でございます。裏表4ページのもので。

まず、部会の開催状況ですが、国民生活基礎調査に関して諮問を行った10月30日の統計委員会以降で、11月6日金曜日に第1回目の部会を開催いたしました。

第1回目の部会では、調査計画の論点のうち調査方法の変更並びに調査事項の追加について審議を行っております。次の11月30日の第2回目の部会では、残りの論点及び第1回目の部会で課題として指摘されました事項についての審議を行い、そして、12月21日の第3回目の部会で答申案を取りまとめる予定、こういうスケジュールで動いております。

次ですが、部会における主な議論等でございます。

庶務的な事項としては、資料1ページの中段にございますが、部会長代理に津谷委員に御就任いただきました。

それから、調査計画に関する審議であります。最初に「ア 調査方法」でございますが、今回の調査で所得票を他計から自計にするという計画だということでございます。これは、同じく1ページの中段のところに書いてございますが、結論的には適当とされております。

なお、回収率向上のために密封回収を検討すべきといった意見が委員から出されましたけれども、一方で、未記入や誤記入で集計不能となる調査票が増加するという両面がございまして、報告者が強く希望する場合を除いて、原則として密封回収はしないということになりました。

それから、調査事項でございます。2ページに参りますが、まずは、世帯票における学歴の追加ということでございます。一番上にございますが、結論的には適当とされております。これは、逆に今までなかったというのがやや不思議という印象がございまして。

(イ)でございますが、世帯票における同居していない者の人数の追加ということがございます。これは2ページの上の方でございますが、これについては、当該情報の有用性及び本調査で使用している「同居していない」、「別居している」といった用語の定義、使い方、この辺でやや疑義が残ったということで、次回の部会で再度審議することになりました。この項目というのは、いわゆる「家族」と「世帯」とをどう区別して、調査対象世帯と別に居る、例えば、学生で家を出ている、ただし扶養者であるとか、逆に、結婚している子どもとどう関係しているとか、

そういう非常に複雑な関係があって、それを調査票上の言葉遣いで表現するのはなかなか難しい面があるので、もう少し議論をするということでございます。

それから、健康票における健診後の特定保健指導等の状況の追加についてということで、これは資料3ページの上の方でございますが、結論として適当となりました。これは、政策上必要ということもあってそういう追加となっております。

なお、その追加に伴う質問の設計変更によって、「健康管理に注意を払うようになったか」には、従来と異なって健診等で何らかの指摘を受けた者だけが回答する形になっている。この点で、指摘を受けた者の健康に対する意識の変化を把握するという政策上の目的があるということで、特段問題はないという見解が委員から示されました。

同じく健康票ですけれども、3ページの(エ)になりますが、子宮がん及び乳がんの過去2年間の受診実績の追加ということございまして、これも過去2年間の受診実績の把握の必要性は認められたと、これも政策上の必要性はあるわけですが、ただ、子宮がん及び乳がんに関しては、過去1年間の受診実績と過去2年間の受診実績を別々に問う形になっておいて、いわゆる答える側から言うと重複感があるということがございます。そういうわけで、質問の設計を次回の部会で再度審議するという事にされました。

それから、3ページの(オ)でございますけれども、所得票における児童手当等の追加ということについては、結論的に適当とされました。これは統計審議会の審議で指摘された事項でございましたけれども、そういう結論になりました。

なお、所得票において、現在「雇用保険」に含まれている介護休業給付等について、「児童手当等」と同様に項目を独立させるべきでないかといった意見が委員から出されましたが、今のところ報告者負担や需要の観点から対応は困難であるという厚生労働省からの回答があったということでございます。

一応、検討事項は以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(特段の意見なし)

それでは、阿藤部会長を始め、人口・社会統計部会の委員の皆様には御苦労いただきますが、引き続き御審議をよろしくお願いいたします。

以上で本日用意しました議題は終了いたしますが、ここで私の方から、今後の統計委員会の進め方について提案をさせていただきたいと思っております。

前回、第27回の統計委員会におきましてお話ししましたように、今後の統計委員会では「公的統計の整備に関する基本的な計画」を含めた総務大臣による法の施行状況報告に関する調査審議が重要な仕事のひとつとなると考えております。統計委員会としましては、来年度に実施されるこの調査審議を効果的に実施し、基本計画の推進を確保することを目的としまして、本年度内にお



きましても、基本計画に関する政府全体としての取組状況等を把握し、質疑等を行っていくこととしたいと考えております。

進め方としまして、まず、政府全体としての基本計画の推進体制、取組状況等の説明等を受け、この説明をもとに質疑を行うことにしたいと思っております。そしてまた、更に説明が必要な事項については、改めて説明を受け、質疑等を行っていくことにしたいと思っております。

お手元に「席上配布1」という資料がございます。これをご覧いただきたいと思っておりますが、基本計画に関する統計委員会の当面のスケジュールということで、本日、11月20日、第28回委員会となっておりますが、ここで政府として取りまとめ部局でございます総務省政策統括官室から、政府全体の推進体制や法制度の仕組み等について御説明いただき、また、若干の現在の進捗状況についてお話をいただくというようにしたいと思っております。

次回、第29回の委員会、これは12月18日に開催される予定になってございますが、総務省の政策統括官室から各府省の取組状況について報告をしていただき、そして、質疑を行っていくという予定にしたいと思っております。

また、次々回、第30回の委員会、1月25日に予定しておりますが、ここで12月の統計委員会が出されました委員からの質問等がございましたら、それについて更なる説明が必要な事項に関しまして、補足説明をお願いし、更に質疑を行っていきたいと思っております。また、総務大臣による法施行状況報告後の審議方法等の検討、意見交換をしたいと考えております。

当面、3回分の委員会におきまして、このような方向で進めてまいりたいと考えております。

本日は今ございました、今回、11月20日の第28回委員会というところにスケジュールとして提言されておりますように、委員の皆様と基本的な枠組みから情報共有を図る必要があるのではないかと考えておりますので、政府全体の推進体制や法制度の仕組み等について説明を受けたいと考えております。そしてまた、御質問、御意見がございましたら、それを頂戴したいと考えておりますが、まず、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

総務省政策統括官 政策統括官の池川でございます。

ただいまの委員長のお話を受けまして、また、前回の津村政務官のお話、また、新しい統計法が施行されまして半年が経過したという状況を踏まえまして資料を作成いたしました。お手元の「席上配布2」と右肩に書いた資料でございます。冒頭、私の方から若干のコメントをいたしまして、内容の詳細につきましては、會田統計企画管理官の方から御説明したいと存じます。

情報共有といったこともございまして、中をご覧いただきますと分かると思っておりますが、基本的な部分も含めて書かせていただいております。既に御存じのことも多くあるかと思っておりますけれども、御容赦を願いたいと思っておりますのでございます。

大きく法制度、現在の推進に向けた取組体制ということではございますけれども、この内容につきましては、総務省の政策統括官室として把握しておるところに基づきまして資料を作成し、説明させていただくというスタンスでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、統計企画管理官の方から説明いたします。

総務省政策統括官付統計企画管理官 それでは、資料の説明をさせていただきます。

まず、1ページを開けていただきまして、公的統計基本計画に関連する統計法の規定ということで、基本計画に関連いたします条文を引用させていただいております。統計法は、まず第一条の目的のところ、真ん中に書いてありますように、「公的統計の体系的かつ効率的な整備及び有用性の確保を図り」ということを1つの目標としてございます。

このために公的統計…、公的統計といいますと、国や地方公共団体等がつくる統計を指すわけですが、この基本理念というものを第三条に書いております。これは、我々もそうでございますが、各種審議に当たっていただく際の基本的な視点になるのではないかと考えられます。第1項から第4項までございますが、「行政機関等における相互の協力及び適切な役割分担の下に、体系的に整備」、2つ目として「中立性及び信頼性を確保」、3つ目は「効果的に利用できる」また「国民が容易に入手できる」ということ、4つ目としては「秘密の保護」ということが書かれてございます。

基本計画に関しましては第四条に規定がございまして。これは「公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ということで、「施策についての基本的な方針」、「政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」、「その他公的統計の整備を推進するために必要な事項」という3つの部分から構成されるということです。1つ目は、その基本的な方向性というものの、2つ目として、統計なり統計調査の具体的な整備の実施、3つ目としましては、二次的利用であるとか、基盤整備であるとか、提供方法であるとか、そういった周辺部分に関する事項であるということでございます。

それから、第4項のところ、「総務大臣は、統計委員会の意見を聴いて、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」ということで、この基本計画というものは閣議決定されておりますので、各府省が共同で合意して推進していくという性格のものでございます。

それから、第5項のところ、計画の案を作成するときにはパブコメを行うということも規定されてございます。

6番目は基本計画の周期でございまして、「おおむね5年ごとに、基本計画を変更する」と法律上は規定されております。

次に2ページをご覧くださいまして、今の基本計画は新統計法の下での初めての基本計画でございまして、平成21年3月に閣議決定されたものでございます。既に基本計画をご覧くださいと思います。いろいろな事項が入ってございますので、それを3つのグループに分けさせていただきます。

一番右の全府省横断的事項、それから真ん中の複数府省連携事項、一番左の個別府省対応事項ということで、一番右の全府省横断的事項といいますと、例えば匿名データの提供といった二次的利用の促進、これは全府省共同でやっていきたいと思いますという事項でございます。それから、真ん中にあります複数府省連携事項の例示としては、先ほど諮問の方でも説明ございましたが情報通信サービスに関連する統計の整備といったもの、これは総務省と経済産業省に係るというものでございます。それから、個別府省対応事項では、例えば国民経済計算に関する改善とか単独の府省で進めていくというようなものがございまして。これらの事項の性質に合わせまし

て、ブレンドして推進体制を取っているところでございます。

一番右の全府省横断的事項につきましては、各府省の統計主管部局長等会議の下に一体的に検討会議を設けてそれを推進する、2つ目の部分には関係府省が合同で検討の場を設置する、一番左の個別府省対応事項については、基本的には各担当の府省が責任を持って取り組む、このような体制を取っております。

これらの全体を取りまとめるということから、一番下にご書いてございます公的統計基本計画推進会議というものが今年の4月23日に設置されております。おおむね四半期ごとに開催してございます。この目的としましては、そこに書いてありますように、基本計画に掲げられた施策を府省間で密接な連携を図りつつ推進する、必要な連絡・調整及び検討を行うということで、構成員としては、各府省の部局長級、この委員会にオブザーバーで出席している各府省の部局長の方を中心に構成されております。

この推進会議は府省として推進していくというものでございまして、基本計画に關します昨年12月の統計委員会からの答申にも、この会議を設置するということが記されておまして、この会議の設置自身も基本計画の閣議決定の中にも含まれているものでございます。おおむね四半期ごとの開催ということで、来月にもこの推進会議を開きまして各府省の進捗状況を報告していただいていることを考えておりますので、その結果を取りまとめまして、来月の統計委員会で私どもの方から報告させていただきたいと思っております。

それでは、この3つのテーマをグループごとにした進捗状況ということで、例示を以下のページで少し説明させていただきたいと思っております。

まず、3ページをご覧くださいと思います。府省横断的事項ということで、1つ例示として「統計データの有効活用の推進」ということを上げさせていただいております。

最初のターゲットと書いてありますところは、基本計画からの抜粋でございます。ここは特に二次的利用に関する取組を推進する「オーダーメイド集計」であるとか「匿名データの提供」を拡大する、それから、二次的利用のニーズや統計リソースの拡大状況を踏まえながら、サービスの拡大を図るとか、そういったことが書かれております。

また、一番下のポツでございますが「総務省において、各府省における所管統計調査のオーダーメイド集計や匿名データの提供...を支援する観点から、...統計センターが各府省からのオーダーメイド集計や匿名データの提供の委託の受け皿となる体制を整備するよう必要な措置を講ずる。」ということで、各府省単独ではなかなか難しいという点については、統計センターというところが受託して、こういったサービスを提供していくということも書かれてございます。

これらの検討・推進の方法としまして、各府省が参加しますワーキンググループというものを設置しまして、現在、3回開催しており、今年度あと2回開催する予定にしております。

特に、この二次的利用の実施の具体的な現在の状況でございますが、オーダーメイド集計と匿名データの作成・提供ということでまとめさせていただいております。

なお、これは各府省がホームページに公表しているところをベースに整理しておりますので、ホームページに掲載していなくても、各府省で準備されているということが漏れているかもし

れませんので、その辺は御了承いただきたいと思います。

オーダーメイド集計につきましては、総務省の方で国勢調査のオーダーメイド集計のサービスをもう実施しているということでございます。それから、内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、日本銀行の方では、例えば、内閣府・財務省の方では法人企業景気予測調査、文部科学省では学校基本調査、厚生労働省の方では賃金構造基本統計調査、日本銀行ではいわゆる短観、これについてオーダーメイド集計の準備を行い、今年度中の実施を予定しているというものでございます。

続けて4ページをご覧くださいまして、匿名データの作成・提供というところで、これは、まず総務省の方では、就業構造基本調査、社会生活基本調査、全国消費実態調査、住宅・土地統計調査、この4つの調査で既に提供を開始してきてございます。実績が12件あるということでございます。それから、厚生労働省、経済産業省、防衛省の方でも、来年度からの実施に向けて、今、匿名化の技法というものを検討しているところでございます。

その次のマルですが、統計ニーズに係るアンケートというものも、このワーキンググループを中心として実施してございます。これは政府のポータルサイトでe-statというホームページがございまして、そこでwebアンケートを実施しているところでございます。幾つか簡単な質問項目を載せて回答をいただいているということで、1カ月過ぎまして124件の回答があったということで、そこに幾つかの結果を書いております。結果の利用に不満を感じたことがあるが68%であるとか、オーダーメイド集計を知らなかったが66.1%、こういったところの結果が出てございます。

このアンケートでは、どういう統計調査について、オーダーメイド集計とか匿名データを準備してほしいかということも聞いておりまして、今までのところだと、オーダーメイド集計につきましては、家計調査であるとか人口動態調査について実施してほしいという要望が来てございます。匿名データにつきましては、国勢調査への要望というものが一番目に多く出てきているところでございます。

その下の半分につきましては、統計センターが今行っている役割ということでございます。統計センターの方では、そこに書いておりますように、調査票情報の保管、匿名データの作成・保管・提供、オーダーメイド集計というサービスを各府省に提供しているということで、現在では、統計局が行います4つの調査について匿名データを提供するという、それから、オーダーメイド集計というものをやっております。今後、平成22年2月以降を目途としまして、3つの省庁から3つの調査についても受託していくということが予定されております。

統計センターというのは新宿区にございますが、全国のユーザーの方のためには1カ所だけではやはり不便であるということで、現在、一橋大学と神戸大学の方と連携協力協定を既に締結しておりまして、そういったところが窓口機能となって、ユーザーの利便性というものを向上させているところでございます。

1ページめくっていただきまして、2つ目の事例としまして、複数府省連携事項ということで、先ほどの諮問の際にも諮問の背景事項として説明があったと思いますが、情報通信サービスに関する統計の整備ということで、現在の総務省が行っている調査、それから経済産業省の企業活動

基本調査というものを、もう少し連携強化して統合していくというような観点から書かれています。

その具体的対応状況としましては、先ほど説明ありましたが、総務省が一般統計調査として実施してきております「通信・放送産業基本調査」と「放送番組制作業実態調査」、これらを「経済産業省企業活動基本調査」との連携を図って、まずは新たな一般統計調査というものを創設しまして平成22年度から実施していく。現在のところ、そこまで予算要求の対応が進んできているというところでございます。これは全体の計画から見ると第1のステップであって、平成24年度を目指して第2のステップとか、今後の改善というものは引き続き検討しているところでございます。

それから、6ページをご覧くださいまして、これは個別府省対応事項の例ということで、特に国民経済計算の整備という関係のものを上げさせていただいております。

ターゲットのところを見ていただきますと、主に平成17年基準改定時の実施の関係の項目についてここで上げさせていただいております。まず、固定資本減耗の時価評価、それからFISIMの導入、自己開発ソフトウェアの扱い、育成資産の仕掛品在庫の扱い、それから公的部門の分類、季節調整の手法と年次計数の四半期分割、こういったものが基本計画の中に書かれております。

これらの具体的な対応状況につきましては下に書いてございますが、まず、本年4月に統計委員会にこれらの課題が諮問されまして、現在、国民経済計算部会の方で審議いただいております。このことでございます。「公的部門分類」、つまりSNAの中で、いわゆる政府というものはどこまでの範囲とするかというものにつきましては、国際基準の方と整合性を図った案を策定して、おおむね意見の一致を見ているところがございます。それから、「FISIMの導入」については、日本銀行と連携して11月30日開催予定のこの部会で審議を予定しているところがございます。それから、「資本減耗の時価評価」、「自社開発ソフトウェア、育成資産」についても、やはり審議中ということでございます。

もう1ページめくっていただきまして、この基本計画の進捗をどのように管理・推進していくかということで、法律の規定をここに引用してございます。

統計法の第55条というところで、「総務大臣は、行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。」ということで、基本計画の進捗状況のみならず施行状況全般ということで、調査の実施状況とか一般統計調査でどのような改善が行われたか、それから調査票情報の利用状況、いわゆる二次的利用の拡大の状況、そういった報告を求める。

次に、「総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するとともに、委員会に報告しなければならない。」ということで、総務省の方でこれらを整理しまして、6月中旬を目途に公表、それから統計委員会への報告というものを予定してございます。

それを受けて第3項として、「委員会は、前項の規定による報告があったときは、この法律の施行に関し、内閣総理大臣、総務大臣又は関係行政機関の長に対し、意見を述べるることができる。」ということで、統計法の適正な運用を図るために、専門的な立場、第三者的立場から御審

議いただいて、意見をいただくというのが法律のスキームでございます。

8ページをご覧くださいまして、当面のスケジュールということで、イメージを上げさせていただきます。

まず、各府省としましては、基本計画に関して取り組んでいく。匿名データとかオーダーメイド集計のサービスを拡充していくとか、各種課題について検討会において審議して、そのアウトプットを求めていくということを行います。それで、年度が明けました平成22年4月には、総務大臣への施行状況報告を行うということになります。

総務省政策統括官では、推進会議をおおむね四半期に開催してきておりますが、来年5月ぐらいには各府省から法の施行状況を取りまとめて6月に公表し、統計委員会の方に報告するというようにしております。この紙の中で、12月のところに「推進会議」と書いてありますので、ここで各府省の進捗状況のある程度聴取しまして、それを12月の統計委員会に報告させていただくということでございます。

それから、下段にございます統計委員会の取組というところで、一番下に「個別統計の諮問・審議における基本計画関連事項の整理・検討結果」と書いてございますが、個別の統計調査の改正計画の諮問というものは、基本計画の事項を実現すべく、いろいろ改善を行って諮問してきているというものが多くあるかと思えます。ですから、一つひとつの諮問・答申が、ある意味で基本計画のフォローアップにつながっていくと考えられるかと思えます。平成21年度は初年度ということで、余りそういった面はなかったかと思えますが、これから出てくると考えていただければと思います。

また、先ほどのSNAの関係でも説明させていただきましたが、基本計画に書かれております事項を統計委員会の部会で審議しているということで、ある意味、統計委員会の方で直接フォローアップに還元しているといった部分もあるかと思えます。また、匿名データの作成については、統計委員会の部会の方に諮問されてくるということでございます。

こういったことを受けて、この上に書いてありますとおり、「各府省の取組状況の把握・総務大臣による法施行状況報告に関する調査審議のための予備的検討」を経て、平成22年度、統計委員会に正式審議と意見表明を行っていただくことになるかと思えます。意見表明の方は、今後のこともあります。2年ごとに委員の任期、10月から9月ということもございまして、9月というものを一つの目途にして意見をまとめていただくのが適当ではないかと考えている次第でございます。

以上でございます。

樋口委員長 ありがとうございます。

ただいま御説明いただきました件につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。概略、私の理解しておりますところですと次のようなことになっているかと思えます。

2ページにありましたような公的統計基本計画で、この箱の上の方にあります3つの事項について、平成21年度から25年度までの5年間に実施しろというようなことになっておりました。

これは、私の方からちょっと御無理をお願いいたしまして、それぞれ3つの項目について、現

在どのようなことが進展しているのかということ、急遽、具体例を例示してくれというようなことで、その後、3ページからそれぞれの箱に対応した形で具体例を出させていただいております。このほかにも勿論いろいろございますが、今日の議論としましては、個別のことについてどうというよりも、今こういった流れでやっていきたいというようなことでありまして、大枠のフレームワークはこれでよろしいかどうかというようなことについて、皆様から御意見を伺いたいと思っております。

当初予定しておりましたのは、もう少し遅くからのスタートということでございましたが、今回の事情もいろいろ考えますし、また、来年度、本格的に審議する上で効果的に進める上では、少し前倒して私どもも進めたいと考えておりますので、そのような形で、次回から具体的な内容については御審議いただきたいと思っているということでございます。

まず、これについて、こういった流れで進めていきたいと思っておりますが、御意見をいただければと思います。佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員 今の説明で思ったのですけれども、全府省横断的事項というところに、具体的な例として二次的利用の促進というものがあって、では、それ以外の統計リソースの有効活用とか行政記録情報の活用とか、この辺の進捗状況はどうなのだろうかと。この二次的利用のまとめがこんなにできるのだったら、それ以外ももうまとめはできているのではないかと思ったものですから、それを見たいなと思っておりますが、こういうものはいつ出てくるのでしょうか。

樋口委員長 ここに出されているのは、具体例といいながらも、かなり進んでいるところを出させていただいているというようなことがございますので、すぐに次回出せと言われてもなかなか出せないところが、各省庁あるいは基本計画推進会議でもあるのではないかと思います。なるべく前倒しで出していただくというようなことで進めたいと思っておりますが、事務局、何かございますか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 説明から漏れていたら申し訳ございませんが、来月にこの基本計画推進会議というものを行いまして、各府省からその進捗状況を聞きますので、そこを整理させていただいて、来月の統計委員会に報告させていただくということで、できるだけ網羅的にと考えておりました。今月は例示的なものを1つだけ、成績の良さそうなものを上げさせていただきます。そういうことで御了承をいただければと。

樋口委員長 廣松委員。

廣松委員 今日、御提案いただいたこのスケジュール、それから基本的な枠組みに関しては、私もこれで良いと思っております。個別事項に関しては、これから具体的な報告等が出てきて、この委員会の席上で議論することになればいいと思っております。

それを前提とした上で2つばかり希望というか、お願いがございます。1つは、行政記録情報の活用の件ですが、この点は恐らく、統計部局内部での十分な議論をいただいてから活用することが必要になると思われれます。その場合に、必ずしも統計部局だけではなくて、その行政記録情報を保有している部局との交渉というものが必要になる。その意味で、統計委員会として、あるいは統計部局の総意として、そういう行政記録情報を持っている部局に対して協力要請というこ

とを、声を大きくして言うべきではないかと思しますので、委員会としてもその点を是非よろしくお願いしたいと思します。

2点目は、これは余りにも近々の動きですが、この公的統計基本計画を閣議決定されてから、いわば政権が変わって、まさに今、事業仕分け等が行われているわけですが、どうも一部新聞報道を見ていますと、今後の統計のあり方というか運用の仕方、あるいは基本計画の運用の仕方に関しても、ひょっとすると影響が出てくるといった可能性もあるような項目もあるようでございます。その点に関しては、是非この統計委員会の方で、事務局から適時情報を流していただいて、もし必要であるならば、例えば統計委員会として意見を表明するようなことも必要ではないかと思しますので、その点も御配慮いただければと思します。

以上です。

樋口委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

縣委員 今後の審議の流れとか方向については、全く異論ございません。

基本的な構造に関する質問で恐縮ですが、統計データの管理体制についてお教えいただきたいのです。例えば、この横断、連携、個別と3分類があるわけですが、ここにある統計センターというのは、例えばこの横断的なデータだけを扱っているのか、あるいはデータとしては3分類ありますが全てについて扱っているのか。

それから、この3分類について、個別の各府省から見ますと、全てに対してアクセス権があるのか、あるいは当該府省に関わるデータだけにアクセス権があるのか、この点についてお教えいただけませんか。

樋口委員長 事務局、お願いいたします。

総務省政策統括官付統計企画管理官 私どもの説明がもし不十分であれば申し訳ありませんけれども、この3分類と申しますのは基本計画の中で、ああいったことをやる、こういったことをやる、というような改善方策について、これは単独の府省で対応できるものか、それとも複数の府省が一緒になってやるものか、という基準で分類させていただいておりますので、省庁が持っているデータの取り扱いということとは、直接は関係ない分類となっております。

縣委員 すると全てのデータを統計センターが扱っているし、全てのデータについて全府省が同等にアクセスして使っているということですか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 統計データの有効利用につきましては、基本的には各府省でオーダーメイド集計であるとか匿名データの提供というのができれば良いのですけれども、なかなか体制とかインフラ整備とかが間に合わない場合には、統計センターというところに事業を委託して、統計センターが委託サービスを行うということですが。

縣委員 済みません。私は、対社会的、対国民的なことを申し上げているのではなくて、それぞれのデータについて、各府省が相互にアクセスするかということについて言っているだけで、対内的なことです。つまり、この統計の調査の目的によってデータの扱い方が異なるということをお前教えていただきましたけれども、それからすると、どれでもよろしいですが、そのデー



タの目的に関わらない省がありますね。その省は、そのデータにアクセスすることはできないということなのかということです。

総務省政策統括官付統計企画管理官 基本的にアクセスできませんが、法の33条というところで調査票情報の使用ということがございますので、その公益の目的性とか、そういうものを審査して使うことはできます。

縣委員 そうすると、そのときにアクセスできたとしても、そのデータは個別にデータベースにしているのか、あるいは統計センターが全てデータベースにしているのか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 現状では、各省庁が個別に持っております。

縣委員 個別に持っているわけですか。対国民的な利用に供するときに統計センターの方に出てきているとの理解でよろしいでしょうか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 統計センターを経由してやることもできるということです。

縣委員 あと、個別の府省が持っている統計データというものは、全てデジタル化されているのですか。あるいは昔からのものは紙ベースの統計データも十分残っているということでしょうか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 最近の調査票は、紙のベースでは早目に消去してしましまして、それを磁気媒体の方で保存しているのが大勢かと思っております。

縣委員 しかし、過去のものでまだ紙が残っているということはありませんか。

総務省政策統括官付統計企画管理官 そこは厳密にはわかりませんが、ほとんどないと思います。

縣委員 なるほど。

樋口委員長 よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、基本的には、ただいま御説明いたしましたようなことで、この後を進めさせていただきたいと思います。

次回の統計委員会では、ただいまの説明にございましたような各府省の取組状況について総務省から報告を受け、質疑等を行いたいと思っております。委員の皆様におかれましては、引き続き活発な御議論をお願いしたいと思います。

本日は、津村政務官が出席予定でございましたが、他の公務の関係で出席できないということで、政務官から私の方に是非委員の皆様にご伝えてほしいというメッセージをいただいております。そこで、津村政務官に代わってお伝えしたいと思います。

『現在、我が国は、少子・高齢化、人口減少など大きな構造変化の過程にあり、また、経済面においても物価の下落や厳しい雇用情勢などの問題を抱えている。こうした課題に対して効果的な政策を打ち出すためには統計の整備は非常に重要である。政策担当者としては、例えば、介護・医療、環境、デフレ、雇用といった重要な政策課題に関して、政策ニーズに応える統計を積極的に整備してもらいたい。特に、社会や経済の状況を把握する際に、単に量だけではなく、質、

クオリティを図るような統計が必要ではないかと考えている。基本計画には、統計ニーズを継続的に把握して統計整備を進めることとされている。上記のような政策担当者としてのニーズも取り入れられると期待する。

統計委員会には、来月以降、政府の取組が具体的に報告されてくる。その審議の中で、統計に対するニーズを整理し、政策課題に的確に応えるような社会や経済の質を把握する統計の整備に結びつけていただきたい。』

というようなメッセージをいただいております。

それでは、本日の委員会はこれで終了したいと思います。次回の日程につきまして事務局から連絡をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 次回の統計委員会につきましては12月18日の1時半から、本日と同様に、この会議室において開催いたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

樋口委員長 以上をもちまして本日の会合を終了したいと思います。

御多忙の中、ありがとうございました。